

2026 年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:刑事訴訟法)

2025 年 9 月 13 日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

問 保釈（保証金の納付を条件として、勾留の執行を停止し、拘禁状態を解くこと）は、拘禁状態を解くことで、被告人に対する権利・利益（人身の自由など）の侵害を最小限にとどめつつ、保証金の没取という心理的強制を背景として、逃亡や証拠隠滅という勾留の目的を達成する制度である（刑訴法 88 条以下）。この保釈について、以下の設問に答えなさい。

設問 1

保釈については、保証金の納付に加え、被告人の居住場所の制限、旅行の制限、関係者との接触禁止といった条件を付けることができる。しかし、これでは保証金の納付が困難な、資力に問題のある者は保釈されないことになる。そこで、保証金の納付がない者も、電子監視を受けることに同意するのであれば、保釈する制度の導入が考えられる。

この制度の導入について、メリットとデメリットを示しつつ、あなたの意見を示しなさい。なお、この電子監視は、被告人の足首に、取り外し困難な GPS 機器をつけ、その位置情報を裁判所や捜査機関が常に把握可能なものとする。

設問 2

現在、日本では、起訴後の保釈しか存在しない（刑訴法 207 条 1 項）。起訴前の保釈導入については賛成論も多い。これに対し、起訴前保釈を導入する場合も、逮捕・勾留中の被疑者には取調べ受忍義務（刑訴法 198 条 1 項但書）があるという現在の実務を前提とすると、保釈された被疑者にも、（拘禁状態が解除されているだけで）勾留は継続しているのであるから、取調べ受忍義務は存在することを踏まえて法改正すべきとの見解がある。この見解は、保釈された被疑者も、捜査機関から取調べのための出頭を求められたときは、出頭し取調べを受ける義務があるから、その旨を法改正で明示すべきと主張する。

あなたが取調べ受忍義務否定説の主張者である場合、上記の主張にどのように反論するか、述べなさい。